

## 平成 25 年度 横浜南陵高等学校 【不祥事ゼロプログラム】

横浜南陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

横浜南陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

### 2 目標及び行動計画

#### (1) 今年度の課題と取組みⅠ～研修会を開催

##### ① 体罰、不適切な指導の防止

###### ア 目標

生徒への体罰、不適切指導の未然防止を図る。

###### イ 行動計画

平成 25 年 10 月に、総合教育センターの講師による、所属教職員全員を対象にした研修会を実施する。

##### ② わいせつ・セクハラ行為の防止

###### ア 目標

セクハラ、ワイセツ行為を未然に防止する。

###### イ 行動計画

平成 25 年 11 月に、総合教育センターの講師による、所属教職員全員を対象にした研修会を実施する。

#### (2) 今年度の課題と取組みⅡ～事故防止会議等を開催

##### ① 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

###### ア 目標

教職員としての職責と社会人の規範となる心構えを持ち、公務外非行の未然防止を図る。

###### イ 行動計画

平成 25 年 4 月、12 月に、職員啓発資料等をもとに、法令遵守意識の向上と綱紀保持に関する、所属教職員全員を対象にした研修会を実施する。

##### ② 個人情報等の管理・情報セキュリティー対策

###### ア 目標

県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適性管理と流出を未然に防止する。(携帯電話、電子メール、USBメモリ等記録媒体の不適切使用対策)

###### イ 行動計画

a 平成 25 年 10 月に、職員啓発資料等をもとに、所属教職員全員を対象にした職場研修を実施する。

b 情報セキュリティーに関する研修を受講した教員による伝達講習を行う。

##### ③ 生徒の指導・対応（部活動指導を含む）における体罰・不適切指導、パワーハラスメント

###### ア 目標

生徒の人権を尊重し、真摯な態度で指導にあたる。

###### イ 行動計画

平成 25 年 7 月、10 月に、体罰・不適切指導に関する人権研修を兼ねた、所属教職員全員を対象にした職場研修を実施する。

④ 不適正経理処理の再発防止（公費、私費、部活動費、現金管理）

ア 目標

県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。

イ 行動計画

平成 25 年 10 月に、職員啓発資料等をもとに、所属教職員全員を対象にした職場研修を実施する。

⑤ 入学者選抜業務における事故の防止

ア 目標

入学者選抜の事故防止に関する認識を深め、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

a 平成 26 年 1 月に、入学者選抜マニュアルを基に、所属教職員全員を対象にした職場研修を実施する。

b 職員啓発資料等をもとに、過去の事故事例等を再確認し、事故防止を徹底する。

⑥ 調査書・通知表等の適切な作成等における業務執行体制

ア 目標

調査書・通知表等の作成、発行を適正に行い、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 25 年 6 月に、職員啓発資料等をもとに、所属教職員全員を対象にした職場研修を実施する。

⑦ 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転

ア 目標

交通法規を遵守し、安全意識を高め、交通事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

a 平成 25 年 12 月に、職員啓発資料等をもとに、所属教職員全員を対象にした職場研修を実施する。

b 職員室等にポスターや標語を掲示し、職員の意識啓発を図る。

(3) 事故発生時の対応

ア 目標

不幸にも事故等が発生した場合には現場の状況を的確に把握し、迅速に法令に基づいた行動をとるとともに、直ちに管理職へ報告し、情報収集や必要な処置を講じ事故の拡大を防止するための組織的な初期対応を行う。

イ 行動計画

a 生徒が被害者となった場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、保護者ならびに管理職へ事実関係を報告する。保護者へ連絡する際はあくまでも生徒や保護者の立場にたち、事実関係のみを的確に伝え管理職からの指示を待つ。

b 人命にかかわる可能性のある事故や報道機関への対応が必要とされるような重大事故では、早急に組織的な対応が必要とされるので管理職への連絡は速やかに行う。

c 報道機関へのアナウンスの窓口は原則として校長に一本化し、個人的な意見や感想は差し控え、管理職の指示のもと組織的な対応へと速やかに移行する。

3 検証

(1) 第 1 回検証

2 に規定する行動計画について、平成 25 年 11 月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、12 月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成26年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(3) 第3回検証（最終）

2に規定する行動計画について、平成26年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、教育局行政課の求めに応じ、対応する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。